

廿日市市立保育園における保育業務支援システム導入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 導入の目的

本市公立保育園における利用者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減を図ること
で保育業務の効率的な環境を構築するため、保育業務支援システムを新たに導入する提
案を募集し、他の地方公共団体での実績を有し、安全性及び信頼性があり、且つ、効果的
及び効率的な運用体制の構築に必要なノウハウを有する事業者をプロポーザルにて選定
することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

廿日市市立保育園における保育業務支援システム導入業務

(2) 業務の内容

別紙「廿日市市立保育園における保育業務支援システム導入業務仕様書」（以下「仕
様書」）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(特記事項)

※1 本業務で導入した保育園（3園）については、その効果が良好であると見込め
る場合、令和4年度以降も契約を更新する予定である。ただし、令和4年度の
所要予算が成立しなかった場合はこの限りでない。

※2 本業務で導入した保育園での効果検証の結果が良好であった場合は、他の公
立保育園への導入を検討する。

(4) 委託上限額

1,337,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(5) 事業担当課

廿日市市福祉保健部こども課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話番号 0829-30-9154

FAX 0829-30-9131

E-mail kodomo@city.hatsukaichi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当し

ないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 募集開始の日から企画提案書の提出の日までの期間において、廿日市市長から業務に関し指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 廿日市市において滞納がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (7) 地方公共団体（公立保育園又は認定こども園）への導入実績があり、現在も利用されていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれから準じる者でないこと。

4 参加意向申出書等の提出要領

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の参加意向申出書等を提出しなければならない。

(1) 提出様式及び部数

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 会社概要（様式2） 1部 ※パンフレット等の任意様式でも可
- ウ 業務に関する実績（様式3） 1部 ※提案するシステムの地方公共団体における導入実績を記載すること

(2) 提出期限

令和4年2月1日（火）午後5時（必着）

※提出可能な時間は、廿日市市役所閉庁日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、提出期限については、午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、担当部署へ提出すること。

(4) 参加要件の確認等

参加意向申出者については、その参加資格を確認し、令和4年2月16日（水）までに参加資格確認結果通知書（様式4又は様式5）により通知する。また、プロポーザルへの参加要請者には提案書の提出を要請する。

(5) 参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」を速やかに持参又は郵送により、担当部署に提出すること。

なお、参加意向申出書提出後に参加を辞退した場合、指名除外などの不利益な扱いを

するものではない。

5 質問・回答

(1) 受付期限

令和4年2月4日（金）午後5時（必着）

(2) 質問方法

電子メールにより、担当部署に提出すること。

(3) 質問様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「廿日市市立保育園における保育業務支援システム導入業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、所属、担当者氏名、電話番号を記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日

令和4年2月8日（火）

(5) 回答方法

電子メールにて、全参加表明者（辞退者を除く。）に回答する。なお、質問者に対する回答は、回答の内容に応じて本プロポーザルに係る資料の追加又は資料の修正とみなす。

6 提案書等の提出要領

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

提案書の表紙に「廿日市市立保育園における保育業務支援システム導入業務企画提案書」と記載すること。形式はA4用紙、横書き、両面印刷、左綴じとし、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

イ 提案書は、表紙、目次等を除いた実質的なページ数を30ページ以内とする。

ウ 資料やイメージ図など、見やすくするためにA3用紙をA4サイズに折り込むことも可とするが、ページ数は2ページと数える。

エ 別紙「保育業務支援システム導入業務評価基準表」の提案評価における評価項目の順に、各項目の詳細を分かりやすく記載すること。また、その後に「保育業務支援システム導入業務機能調査票」記載の機能の要点を記載すること。

オ 見積に含まれない機能などを提案する場合は、その旨を明記すること。

カ 保育業務支援システム導入業務機能調査票（様式7）

キ 見積書（任意様式）

内訳を記載のうえ、令和3年度の契約期間における見積書を提出すること。

(2) 提出期限

令和4年2月14日(月)午後5時(必着)

※提出可能な時間は、廿日市市役所閉庁日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、提出期限については、午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、担当部署へ提出すること。

(4) 提出された提案書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 本件に係る情報公開請求があった場合には、廿日市市情報公開条例(平成12年条例第1号)に基づき、参加者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあるが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認めるに足る合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足る具体的な理由を明示すること。ただし、廿日市市で検討の結果、公開となる場合もある。非公開を希望しない場合でも、その旨を記載し、申立書を提出すること。

ウ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

エ 提案書を提出した後、提案書及び見積書の差し替え、訂正、再提出をすることはできない。ただし、廿日市市から指示があった場合を除く。

オ 提案書を提出した後、廿日市市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができる。

カ 提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的で使用しない。

キ 提出された書類は、一切返却しない。

7 審査方法

(1) 審査方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、廿日市市が設置する「廿日市市立保育園における保育業務支援システム導入業務における受託候補者特定に係る選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において実施する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準(得点総計の6割)に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、以下の順で受託候補者を選定する。

- ①システム機能の評価点が最も高い者
- ②価格評価の評価点が最も高い者
- ③以上においても同点の場合は、選定委員で協議の上、受託候補者を選定する。

(2) 評価基準

別紙「保育業務支援システム導入業務評価基準表のとおり」

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行う。ただし、提案者が3者を超える場合、提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア 開催日

令和4年2月21日（月）※時間については別途通知

※新型コロナウイルス感染症対策等のため、ウェブ形式での開催とする場合がある。

イ 開催場所

廿日市市総合健康福祉センター（山崎本社 みんなのあいプラザ）2階会議室
廿日市市新宮一丁目13番1号

ウ 出席者

1 提案者につき3名以内とする。

エ 提案時間

1 提案者につき50分程度（プレゼンテーション40分、質疑応答10分程度）

オ その他

- ①プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- ②追加の資料配布は認めない。
- ③スクリーン、プロジェクターについては、廿日市市において用意する。プロジェクターに接続するパソコン等、それ以外に必要なものは提案者が準備すること。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、その結果にかかわらず、令和4年2月25日（金）までに電子メールで通知するほか、市ホームページで公表する。

8 契約

受託候補者として特定した者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者として特定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。

9 プロポーザルの無効

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 参加意向申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が3に定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーションを欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

10 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

【日程】

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 実施要領等の公表 | 令和4年1月26日(水) |
| ② 参加意向申出書等の受付期間 | 令和4年2月 1日(火) |
| ③ 質問書受付期間 | 令和4年2月 4日(金) |
| ④ 質問への回答 | 令和4年2月 8日(火) |
| ⑤ 提案書の受付期間 | 令和4年2月14日(月) |
| ⑥ プレゼンテーション(予定) | 令和4年2月21日(月) |
| ⑦ 審査結果の通知 | 令和4年2月25日(金) |